

厚木市荻野運動公園体育館及び
厚木市営玉川野球場へのネーミングライツ導入について

1 提案の経過

厚木市広告掲載事業等の民間提案募集要領（令和5年1月13日制定）に基づき、令和8年1月21日付けで株式会社シティアクセス相模から厚木市荻野運動公園体育館、光運送株式会社から厚木市営玉川野球場へのネーミングライツの提案があった。

2 各施設の概要

施設名称	厚木市荻野運動公園 体育館		所管部署		公園緑地課	
敷地面積 (公園全体)	156, 517. 39 m ²		施設床面積 (体育館棟)		11, 002. 6 m ²	
管理形態	指定管理	土地・建物所有	市 (一部借用)	建築年度	H5	
体育館棟 設備	- 敷地面積 11, 002. 60 m²、建築面積6, 486. 39 m² 延床面積 10, 941. 20 m² - 体育室ごとの床面積 メインアリーナ 1, 728 m² バスケットボール 2面、バレーボール 3面 ほか サブアリーナ 660 m² バスケットボール 1面 ほか 多目的室 523 m² トレーニング室 320 m² 会議室A・B (2分割) 120 m² ジョギングコース 440 m² (1周 200m 幅 2. 2m)					
体育館棟 使用料	- 体育館 ○専用利用 - メインアリーナ 3分の1面 (1時間につき) 市内: 900 円、市外 1, 800 円 2分の1面 (1時間につき) 市内: 1, 350 円、市外 2, 700 円 3分の2面 (1時間につき) 市内: 1, 800 円、市外 3, 600 円 全面 (1時間につき) 市内: 2, 700 円、市外 5, 400 円 - サブアリーナ、多目的室 2分の1面 (1時間につき) 市内: 400 円、市外 800 円 全面 (1時間につき) 市内: 800 円、市外 1, 600 円 - 会議室A・B 1時間につき、市内: 310 円、市外 620 円 ○共用利用 - メインアリーナ・サブアリーナ・多目的室・ジョギングコース 午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円 (市内・市外) - トレーニング室 午前、午後又は夜間 400 円 (市内・市外)					

※照明設備。附属設備については別途金額設定あり。

施設名称	厚木市営玉川野球場		所管部署	スポーツ魅力創造課	
敷地面積	16, 021. 00 m ²		施設床面積	1, 478. 60 m ²	
管理形態	直営	土地・建物所有	市	建築年度	S 55
グラウンド 設備	◆ 厚木市唯一のナイター照明のある天然芝の野球場 （両翼 90 メートル、中堅 105 メートル、内野クレー） ◆ 夜間照明施設 6 基 ◆ バックネット裏：364 人、一塁側：330 人、三塁側：330 人 計 1, 024 人 ◆ 本部室、放送・記録室、医務室、審判室、更衣室、シャワー室				
使用料	◆ グラウンド（2 時間当たり） 3, 600 円 ◆ 照明設備（1 時間当たり） 1/3 点灯：1, 200 円 2/3 点灯：2, 400 円 全部点灯：3, 600 円 ◆ スコアボード（1 回につき） 1, 100 円				
その他施設	第 1 駐車場：35 台、第 2 駐車場：32 台				

3 ネーミングライツパートナー等

(1) 厚木市荻野運動公園 体育館

ア 提案者 (株) シティアkses相模

代表取締役	大塚 一義
所在地	厚木市山際 252 番地 1
資本金	2,400 万円
事業内容	・ 一般貸切旅客自動車運送事業 ・ 旅行業（神奈川県知事登録）
厚木市暴力団排除条例	該当なし
市税納付状況	滞納無し
その他広告掲載基準への合致	※既存看板について、屋外広告物許可申請の未提出があったため、現在申請準備中

イ 通 称 シティアkses相模スポーツホール

ウ 命名権料 年額 200 万円

エ 契約期間 3 年間

(2) 厚木市宮玉川野球場

ア 提案者 光運送 (株)

代表取締役	大塚 淳
所在地	厚木市山際 218 番地 2
資本金	1,650 万円
事業内容	・ 一般区域貨物自動車運送事業 ・ 自動車運送取扱業 ・ 貨物一時保管業 ・ 倉庫管理請負業 ・ スポーツ事業（用品販売等）
厚木市暴力団排除条例	該当なし
市税納付状況	滞納無し
その他広告掲載基準への合致	※既存看板について、屋外広告物許可申請の未提出があったため、現在申請準備中

イ 通 称 玉川トライススポーツ球場

ウ 命名権料 年額 80 万円

エ 契約期間 3 年間

4 権利の内容及び名称変更に伴う費用の負担

「厚木市ネーミングライツの活用に関するガイドライン」に基づき、権利の内容及び名称の変更に伴う費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 権利の内容

提案者は、命名権料の適正な支払の対価として、施設の名称に、企業名又は商品名などを冠した名称を通称として付与し、使用することができる。ただし、条例上の名称は変更しない。

(2) 名称変更に伴う費用負担

区 分	市	提案者
敷地内外の看板表示の変更及び契約期間終了後の原状回復※		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

※ 敷地外の看板表示の変更は、管理者と協議の上、変更可能な表示について行う。

また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議し、費用は、命名権料の他に別途提案者が負担する。

5 導入までの手続

1月21日	提案の受理
2月9日	厚木市広告掲載審査委員会
2月20日	経営戦略調整会議
3月18日	経営戦略会議
4月中旬頃（予定）	契約の締結
令和8年度中（予定）	施設の表示等の変更
	通称の使用開始